

西予市立惣川小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月策定
(令和 7 年 4 月改定)

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、本校では、家庭、地域社会と連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」をもとに「西予市立惣川小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

全教職員で構成する、いじめ防止等のための「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 情報交換及び共通理解

職員朝礼と職員会の時間に、児童の様子についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめの未然防止のための取組

(1) 児童の実態把握

毎月末に「なかよしアンケート」を実施し、児童の実態を十分に把握して、よりよい学級経営に努める。

(2) わかる授業づくり

わかる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてるようにする。

(3) 道徳教育の充実

全ての教育活動において道徳教育を実践し、児童の自己肯定感を高めるとともに、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(4) 教育相談の充実

毎月末の「なかよしアンケート」後に教育相談を行う。また、職員の情報交換及び共通理解により、児童一人一人の理解に努める。

(5) 全校児童による活動

全校児童による活動を積極的に行うことで、協力することや協調することを学習し、人との関わり方を身に付けさせる。

(6) インターネット等によるいじめに対する対策

全校児童にインターネットやメール使用に関する調査を行い、実態把握に努める。また、情報モラル教育を充実させ、インターネット等によるいじめ防止に努める。

(7) 中学校及びこども園との連携

野村中学校及びのむらこども園惣川分園と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) 保護者、地域、関係諸機関との連携

児童、保護者、学校が信頼関係を築き、連携を図るように努める。計画帳や通信、ホームページ等により、学校での児童の様子を伝えるようにする。保護者からの相談には、家庭訪問等により誠実な対応に努める。必要に応じて、教育委員会や中学校等、関係諸機関と連携する。

(2) 「なかよしアンケート」の実施

毎月末に、「なかよしアンケート」を実施する。「なかよしアンケート」をもとに、一人一人の児童と話をすることで、思いをくみ取るようにする。

(3) 日記指導の充実

日記指導を充実することで、児童の交友関係や悩みを把握していく。また、児童の休み時間や放課後の過ごし方に目を配るようにする。

5 いじめに対する措置

- いじめと見られる行為を認めたときは、当該教職員がいじめ対策委員会に報告し、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話を聞けるような体制をとる。
- いじめられた児童・知らせた児童への安全を確保する。
- いじめ対策委員会を通し、学校全体で情報共有を図り、必要な組織体制をとり、指導にあたる。
- 該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどをして、事態の収拾に努める。
- 西予市教育委員会に報告し、必要に応じて、関係諸機関と連携をとる。
- いじめに対する研修を行い、教職員の資質向上に努める。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ・ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態発生時の対応

- ・ 速やかに、西予市教育委員会に事態発生について報告する。その後、西予市教育委員会と協議し、調査、措置を行う。
- ・ 事態に対処するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。また、関係諸機関との連携をとる。
- ・ いじめを受けた児童及び保護者に対して、調査結果や事実関係等、必要な情報を提供する。